

礼記注疏訳注稿（十一）—曾子問第七（五）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記曾子問第七（曾子問曰昏禮既納幣節より孔子曰男不入節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、八行本（『影印南宋越刊八行本礼記正義』北京大学出版社、二〇一四年による）等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を1-23（一卷二葉表三行）、4-506（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【経】（十四葉裏八行）

○曾子問曰、昏禮既納幣有吉日、女之父母死、則如之何。
〔書き下し文〕

○曾子問ひて曰く、昏礼既に納幣①して吉日有るに、女（むすめ）の父母死すれば、則ち之を如何せん、と。

①「納幣」は『儀礼』土昏礼 47b に見える「納徵」のこと。
結納の儀。『礼記』では昏義 61a に一か所「納徵」の語が見えるのを除いては、「納幣」の語を用いている。

〔現代語訳〕

○曾子が質問して言った、婚礼ですでに納幣を終えて（嫁入りの）吉日を定めた後に、新婦側の父母が亡くなった場合は、どのようにいたしますか。

【注】（十四葉裏九行）

吉日、取女之吉日。

〔書き下し文〕

吉日は、女を取（＝娶）るの吉日なり。

〔現代語訳〕

「吉日」は、新婦を娶る吉日のこと。

【疏】（十五葉表八行）

○正義曰、此一節論昏娶遭喪之事。各隨文解之。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、昏娶に喪に遭ふの事を論ず。各おの文に隨ひて之を解す。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、婚禮の過程で喪に遭つた場合の事を論じている。それぞれ文に従つて解釈していく。

【經】（十四葉裏九行）

孔子曰、壻使人弔。如壻之父母死、則女之家亦使人弔。

〔書き下し文〕

孔子曰く、壻、人をして弔はしむ。如し壻の父母死すれば、則ち女の家も亦た人をして弔はしむ。

〔現代語訳〕

孔子は言われた、新郎は人を遣わせて弔問させる。もし新郎の父母が（同じタイミングで）亡くなったのであれば、新婦の家もまた人を遣わせて弔問させるのだ。

【注】（十五葉表一行）

必使人弔者、未成兄弟。

〔書き下し文〕

必ず人をして弔はしむるは、未だ兄弟と成らざればなり。

〔現代語訳〕

必ず人を遣わして弔問させるのは、まだ兄弟（＝夫婦）と成っていないからである。

【疏（注に対する）】（十五葉表九行）

○正義曰、以夫婦有兄弟之義、故下云不得嗣爲兄弟。或據壻於妻之父母有總服、故得謂之爲兄弟也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、夫婦に兄弟の義有る①を以て、故に下に「嗣ぎて兄弟と爲るを得ず」と云ふ。或は壻、妻の父母に於て總服有り②、故に得て之を兄弟と爲ると謂ふなり。

①『周礼』地官・大師徒10-20b「聯兄弟」注21a2にも「兄弟、

昏姻嫁娶也」と言われ、その疏21a9では『爾雅』積親（婚姻）4-19a

「母與妻之黨爲兄弟。…婦之黨爲婚兄弟、壻之黨爲姻兄弟」

を引く。この積親の注19a9も「古者皆謂婚姻爲兄弟」と言い、

『春秋公羊伝』僖公二十五年12-14「其言來逆婦何。兄弟辭也」

注46では「宋魯之間、名結婚姻爲兄弟」とこれを方言する。

②『儀礼』喪服（總麻三月章）33-9b「妻之父母。傳曰、何以總。從服也。」

〔現代語訳〕

○正義に曰く、夫婦には兄弟（＝兄妹）の意が含まれているので、だから下文（152a）でも「嗣ぎて兄弟と為るを得ず」と言っているのだ。あるいは婿が妻の父母に対して總服に服するので、（同じ父母に対して喪に服することから）兄弟であると言い得るのであろう。

【經】（十五葉表一行）

父喪稱父、母喪稱母。

【書き下し文】

父の喪には父を稱し、母の喪には母を稱す。

【現代語訳】

（相手側の）父の喪には（当方の）父（からの使い）と稱し、（相手側の）母の喪には（当方の）母（からの使い）と稱する。

【注】（十五葉表一行）

禮宜各以其敵者也。父使人弔之辭云、某子聞某之喪、某子使某、如何不淑。母則若云宋蕩伯姬、聞姜氏之喪、伯姬使某、如何不淑。凡弔辭一耳。

【書き下し文】

礼は宜しく各おの其の敵する者を以てすべきなり。父、人をして弔はしむるの辭に云ふ、「某子、某の喪を聞き、某子、某を使ひせしむ、如何ぞ淑（よ）からざる」①と。母は則ち宋の蕩伯姬、姜氏の喪を聞き、「伯姬某に使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」と云ふが若し。凡そ弔辭は一なるのみ。

①隣国の諸侯の死を弔問する使者の言葉が『礼記』雜記上篇 41-15b に「寡君聞君之喪、寡君使某、如何不淑」とあり、これを利用したものであろう。同篇の注 15a 「淑、善也。如何不善、言君痛之甚、使某弔」参照。

【現代語訳】

礼はそれぞれ対等の者によって行われるべきだからである。父が、人を遣わして弔問する言葉では、「（新郎・新婦の父である）なにがしが、なにがしの喪を聞き、なにがしが、（わたくし）なにがしを使いとして遣わしました。どうして（このような）御不幸に見舞われてしまわれたのか（お悔み申し上げます）」と言う。母の場合は（たとえば）宋の蕩伯姬が（息子のために魯公の子女を娶るに際して）、（その子女の母である）姜氏の喪を聞いたならば、（その弔問の言葉に）「伯姬が（わたくし）なにがしを使いとして遣わしました。どうして（このような）御不幸に見舞われてしまわれたのか」と言うことになるようなものだ。（新郎側、新婦側の不幸を問わず）すべて弔辭は同一である。

【疏】（十五葉表十行）

○父喪稱父、母喪稱母、禮各宜以敵。若彼家父死、則此家遣使弔、當稱此家父遣使弔也。若彼家母死、則此家亦稱母遣使弔也。

【書き下し文】

○父の喪には父を稱し、母の喪には母を稱するは、礼は各おの宜しく敵を以てすべし。若し彼の家の父死すれば、則ち此の家使をして

弔はしむるに、當に此の家の父使をして弔はしむと稱すべきなり。若し彼の家の母死すれば、則ち此の家も亦た母使をして弔はしむと稱するなり。

【現代語訳】

○(相手側の)父の喪には(当方の)父(からの使い)と稱し、(相手側の)母の喪には(当方の)母(からの使い)と稱するのは、礼はそれぞれ対等のものによるべきだからである。もし相手の家の父が亡くなれば、当方の家が使者を遣わして弔問させるのに、当方の家の父が使者を遣わして弔問させたと称さなければならぬ。もし相手の家の母が亡くなれば、当方の家はまた母が使者を遣わして弔問させたと称さなければならぬのだ。

【疏(注に対する)】(十五葉裏一行)

○正義曰、某子謂此父姓位。某之喪者、謂若彼家死者之身。某子使某、如何不淑者、某子還指此父姓位。使某、某是使者之名。淑、善也。致辭云、如何不善。云母則若云宋蕩伯姬、聞姜氏之喪者、鄭假説爲文、故云若。宋蕩伯姬、據此壻家之母、姜氏之喪、據彼女家之母。伯姬使某、如何不淑者、某謂使者之名。按僖二十五年經云、宋蕩伯姬來逆婦、是宋國公子蕩之妻、元是魯女、既嫁與蕩氏爲妻、故云宋蕩伯姬也。今爲其子來、迎魯公之女而爲婦。魯之夫人多是齊女、故稱姜氏。姜氏若薨①、伯姬遣使來弔、則云聞姜氏之喪。云凡弔辭一耳者、謂男弔女家、女弔男家、皆云使某如何不淑、是弔辭一也。

①底本は「薨」を「蕩」に誤る。八行本に従い改める。

【書き下し文】

○正義に曰く、「某子」は此の父の姓位を謂ふ①。「某の喪」とは、彼の家の死者の身の若きを謂ふ。「某子、某を使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」とは、「某子」は還(ま)た此の父の姓位を指す。「某を使ひせしむ」は、「某」は是れ使者の名。「淑」は、善なり。辭を致して、「如何ぞ善からざる」と云ふ。「母は則ち宋の蕩伯姬、姜氏の喪を聞くと云ふが若し」と云ふは、鄭仮に説きて文を爲す、故に「若し」と云ふ。宋の蕩伯姬は、此の壻家の母に抛り、姜氏の喪は、彼の女家の母に抛る。「伯姬某に使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」とは、「某」は使者の名を謂ふ。按ずるに僖二十五年經に云ふ、「宋の蕩伯姬来りて婦を逆(むか)ふ」と、是れ宋國公子蕩の妻、元と是れ魯の女、既に嫁して蕩氏と妻たり、故に「宋の蕩伯姬」と云ふ。今、其の子の爲に來たりて、魯公の女を迎へて婦たらしむ②。魯の夫人は多く是れ齊の女、故に姜氏と稱す。姜氏若し薨じ、伯姬使をして來り弔はしむれば、則ち「姜氏の喪を聞く」と云ふ。「凡そ弔辭は一なるのみ」と云ふは、男、女家を弔ひ、女、男家を弔ふに、皆な「某に使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」と云ふを謂ふ、是れ弔辭は一なり。

①『儀礼』土相見礼 7-10 の面会時の口上では面会の紹介者が「某子」と記され、その注 189 では「某子、今所因縁之姓名也」とそこに紹介者の姓名が入るとされている。他、『儀礼』の口上においてはしばしば「某子」の語が見える。

②『春秋左氏伝』僖公二十五年經 16-1a「宋蕩伯姬來逆婦。」

注188「無傳。伯姬魯女、爲宋大夫蕩氏妻也。自爲其子來逆。

稱婦、姑存之辭。」および同年『公羊伝』12a「宋蕩伯姬者何。

蕩氏之母也。（注410…蕩氏、宋世大夫。）其言來逆婦何。兄

弟辭也。其稱婦何。有姑之辭也」参照。

【現代語訳】

○正義に曰く、「某子」は当方の父の姓と位を言う。「某の喪」とは、相手方の家の死者の身について言う。「某子、某を使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」とは、「某子」はまた当方の父の姓と位を指して言う。「某を使ひせしむ」の「某」は使者の名である。「淑」は、「善」の意味。（使者が哀悼の）言葉伝えて、「どうして（このよう）よくないこと（＝不幸）に見舞われてしまったのか」と言うのである。「母は則ち宋の蕩伯姫、姜氏の喪を聞く」と云ふが若し」と言うのは、鄭玄が仮の話として記したものである。よって「若し」と言う。「宋の蕩伯姫」は、当方の新郎側の母に当たり、「姜氏の喪」は、相手方の新婦側の母に当たる。「伯姬某に使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」とは、「某」は使者の名を言う。思うに僖公二十五年の『春秋』経に「宋の蕩伯姫来りて婦を逆（むか）ふ」とあるが、これは宋国の公子である蕩の妻が、もとは魯の子女で、嫁いで蕩氏の妻となったので、「宋の蕩伯姫」と言ったものだ。今、（伯姫は）自分の子の為に（魯に）やってきて、魯公の子女を迎へて婦人としてしている。魯の夫人は多く斉の子女であるから、（その母が）「姜氏」と称されている。もし（魯公の子女の母たる）姜氏が亡くなり、（その子女を息子の為に娶ろうとしていた）伯姫が

使者を遣わせて弔問させたならば、「姜氏の喪を聞く」ということ

になるのだ。「凡そ弔辞は一なるのみ」と言うのは、新郎側が新婦

側を弔問する場合も、新婦側が新郎側を弔問する場合も、いずれも

「某に使ひせしむ、如何ぞ淑からざる」と弔辞を述べることを言ったものだ。これが弔辞が同一であるということだ。

【経】（十五葉表三行）

父母不在、則稱伯父世母。

【書き下し文】

父母在（いま）さざれば、則ち伯父・世母①を称す。

①「伯父・世母」については『爾雅』積親（宗族）414「父之兄弟、先生爲世父、後生爲叔父。…156 父之兄妻爲世母、

父之弟妻爲叔母」参照。「伯父母」を「世父母」と称すること

については、『儀礼』喪服（齊衰不杖期）3088「世父母、叔

父母」の疏85に「伯言世者、欲見繼世」とある。

【現代語訳】

父母が不在の時には、伯父（おじ）・世母（おば）を称（して弔問）する。

【注】（十五葉表三行）

弔禮不可廢也。伯父母又不在、則稱叔父母。

【書き下し文】

弔礼は廢すべからず。伯父母又た在さざれば、則ち叔父母を称す。

〔現代語訳〕

弔問の礼は廃してはならないからである。(もし)伯父母もまた不在であれば、「叔父母」を称(して弔問)する。

【疏】(十五葉裏六行)

○父母不在、則稱伯父世母、此家父不在、彼家父亡、則稱伯父某子使某。伯父某亦不在、則稱叔父某子使某。若此家母不在、彼家母亡、則稱伯母某氏、叔母某氏使某。直云父母不在、不云没亡、則兼没亡及餘不在也。

〔書き下し文〕

○「父母在(いま)さざれば、則ち伯父・世母を称す」は、此の家の父在さず、彼の家の父亡すれば、則ち伯父某子、某を使ひせしむと称す。伯父某も亦た在さざれば、則ち叔父某子、某を使ひせしむと称す。若し此の家の母在さず、彼の家の母亡すれば、則ち伯母某氏、叔母某氏、某を使ひせしむと称す。直だ「父母在まさざれば」と云ひ、「没亡す」と云はざるは、則ち没亡及び余の在さざるを兼ねればなり。

〔現代語訳〕

○「父母在さざれば、則ち伯父・世母を称す」とは、当方の家の父が不在の時に、相手側の家の父が亡くなれば、(弔問の辞において)「伯父のなにがしが、なにがしを使者といたしました」と称するのである。もし伯父のなにがしもまた不在であれば、「叔父のなにがしが、なにがしを使者といたしました」と称するのである。もし当

方の家の母が不在の時に、相手側の家の母が亡くなれば、「伯母のなにがしが、(もしくは)叔母のなにがしが、なにがしを使者といたしました」と称するのである。(ここで)ただ「父母在まさざれば」と言つて、「没亡す(亡くなる)」と言わないのは、死亡とそれ以外の不在とを兼ねているからである。

【經】(十五葉表四行)

壻已葬、壻之伯父、致命女氏曰、某之子有父母之喪、不得嗣爲兄弟、使某致命。女氏許諾、而弗敢嫁、禮也。

〔書き下し文〕

壻已に葬れば、壻の伯父、命を女氏に致して曰く、「某①の子、父母の喪有りて、嗣ぎて兄弟と爲るを得ず、某をして命を致さしむ」と。女氏許諾して、敢て嫁せざるは②、礼なり。

①陳澧『札記集說』は「伯父之名」とするが、父の名が入ると考えてよいであろう。

②孫希旦『札記集解』は「不敢遽嫁女與之」と解するが、陳澧が「不敢以女嫁于他人」と解するのに従っておく。

〔現代語訳〕

新郎がすでに(父母を)葬つてから、新郎の伯父が、新婦側に言い付けを伝えて、「なにがしの子は、父母への喪に服さないといけないので、(父母を)嗣いで(次代を担う)兄弟(＝夫婦)となることができません、と(使者である)なにがしに言い付けを伝えさせました」と言う。新婦側はこれを聞き入れるが、(他家に)嫁入り

したりしないのが、礼である。

【注】（十五葉表六行）

必致命者、不敢以累年之喪、使人失嘉會之時。

「書き下し文」

必ず命を致すは、敢て累年の喪を以て、人をして嘉会①の時を失はざらしむるなり。

①「嘉会」の語は『易』乾・文言1-10aに見える。

「現代語訳」

必ず（相手側に）言い付けを伝えるのは、累年の喪によって、相手によき出会いの時を失わせてしまうことが無いようにするためである。

【疏】（十五葉裏八行）

○必待已葬者、葬後、哀情稍殺、始兼他事。不待踰年者、不可曠年廢人昏嫁也。不得嗣爲兄弟者、夫婦有兄弟之義、或據壻爲妻父母有總麻之服、故謂之兄弟。

「書き下し文」

○必ず已に葬るを待つは、葬りて後、哀情稍や殺（そ）ぎ、始めて他事を兼ね。年を踰ゆるを待たざるは、曠年①人の昏嫁を廢すべからざればなり。「嗣ぎて兄弟と爲るを得ず」とは②、夫婦に兄弟の義有り、或は壻、妻の父母の爲に總麻の服有るに拠る、故に之を兄弟と謂ふ。

①「曠年」の語は『春秋公羊伝』閔公二年9-18a、文公九年13-16aなどに見える。

②以下は同じ議論が上文15a9～10に見える。

「現代語訳」

○必ずすでに葬るのを待つのは、葬って後に、（親を失った）哀しみの情がやや和らぎ、初めて（喪葬以外の）他事を兼ね行うことができるようになるからだ。年を越え（て小祥すなわち期の喪を終えるのを待たないのは、長期にわたって相手の婚姻をさまたげてはならないからだ。「嗣ぎて兄弟と爲るを得ず」とは、夫婦には兄弟（＝兄妹）の意が含まれている、あるいは壻が妻の父母に対して總麻に服するので、（ここでは）夫婦のことを兄弟と言うのだ。

【經】（十五葉表六行）

壻免喪、女之父母、使人請、壻弗取而后嫁之、禮也。

「書き下し文」

壻喪を免かれ、女の父母、人をして請はしむ、壻取（めと）らずして而后に之を嫁するは①、礼なり。

①孫希旦は新郎が親迎しなくとも、新婦が自ら新郎のもとに向かつて嫁入りすると解して、『儀礼』士昏礼（記）6-13bの「若不親迎」の礼をこの場合に当てて、陳澧が「嫁于他族」と解するのに従って、疏もこの方向で解していることは下文の「女之父母死、壻亦如之」に対して「女家不許壻、而后別娶」（16a2）と解していることから知られる。

〔現代語訳〕

新郎の喪が除かれて、新婦の父母が、使者を遣わせて（中断していた婚礼の遂行を新郎側に）求めて、（それでも）新郎が娶らなかつた場合に、その後（他家に）嫁がせるのが、礼である。

【注】（十五葉表八行）

請、請成昏。

〔書き下し文〕

請は、昏を成さんことを請ふなり。

〔現代語訳〕

「請」は、婚礼を遂行することを請うのである。

【疏】（十五葉裏十行）

○ 胥免喪、女之父母使人請、壻免喪之後、則應迎婦。必須女之父母請者、以壻家既葬、致命於己。壻既免喪、所以須請也。

〔書き下し文〕

○ 「壻喪を免かれ、女の父母、人をして請はしむ」は、壻喪を免かるの後、則ち応に婦を迎ふべし。必ず女の父母の請ふを須（ま）

つは、以（おも）へらく壻家既に葬り、命を己に致す。壻既に喪を免かるるも、請ふを須つ所以なり。

〔現代語訳〕

○ 「壻喪を免かれ、女の父母、人をして請はしむ」について、新郎は喪が除かれて後に、新婦を（自ら）迎えにいくべきであるのだが、

（ここで）必ず新婦の父母から（婚礼の執行を）請うのを待つのは、思うに新郎側が（親を）すでに葬った時に、（もはや婚礼を行えないとの）言い付けを新婦側に伝えてしまっているからである。（婚礼の執行をさまたげていた）新郎の喪が除かれても、（新婦側から）求めを待つというわけなのだ。

【経】（十五葉表八行）

女之父母死、壻亦如之。

〔書き下し文〕

女の父母死すれば、壻も亦た之の如くす。

〔現代語訳〕

新婦の父母が亡くなった場合には、新郎もまたこれと同じようにする。

【注】（十五葉表八行）

女免喪、壻之父母、亦使人請。其已葬時亦致命。

〔書き下し文〕

女喪を免かるれば、壻の父母、亦た人をして請はしむ。其の已に葬る時も亦た命を致す。

〔現代語訳〕

新婦の喪が除かれれば、新郎の父母も、使者を遣わせて（婚礼の遂行）を請うのである。（新婦側も）すでに葬った時にはまた（婚礼を行えないとの）言い付けを（新郎側に）伝えるのである。

【疏】（十六葉表一行）

女之父母死、壻亦如之、女之父母死、已葬之後、女之伯父、致命於男氏曰、某之子有父母之喪、不得嗣爲兄弟、使某致命。男氏許諾、而不敢娶。女免喪、壻之父母使人請。女家不許壻、而後別娶、禮也。陽唱陰和、壻之父母使人請昏、而女家得有_レ不許者、亦以彼初葬訖、致命於己故也。

【書き下し文】

「女の父母死すれば、壻も亦た之の如くす」は、女の父母死し、已に葬るの後、女の伯父、命を男氏に致して曰く、「某の子、父母の喪有り、嗣ぎて兄弟と爲るを得ず、某をして命を致さしむ」と。男氏許諾して、敢て娶らず。女喪を免かれ、壻の父母、人をして請はしむ。女家、壻に許さずして、而る後に別に娶るは、礼なり。陽唱へ陰和す①、壻の父母、人をして昏を請はしめて、女家許さざる有るを得るは、亦た彼初め葬むること訖り、命を己に致すが故を以てなり。

①『白虎通』嫁娶篇「禮男娶女嫁何。陰卑不得自專、就陽而

成之、故傳曰、「陽倡陰和、男行女隨」および『易緯乾鑿度』

下「故陽倡而陰和、男行而女隨」参照。

【現代語訳】

「女の父母死すれば、壻も亦た之の如くす」とは、新婦の父母が亡くなって、すでに葬った後に、新婦の伯父が、言い付けを新郎側に伝えて、「なにがしの子は、父母への喪に服さないといけないので、

（父母を）嗣いで（次代を担う）兄弟（＝夫婦）となることができません、と（使者である）なにがしに言い付けを伝えさせました」と言い、新郎側はこれを聞き入れるものの、（他家から）娶ったり

はせず、新婦の喪が除かれた後に、新郎の父母が、使者を遣わせて（婚礼の遂行）を請うということだ。（この場合においては）新婦側が、新郎（からの求め）を許さなかった後に、（新郎が）他家から娶るといふのが、礼となる。「陽が唱え陰が和す」ものであるのに、（陽である）新郎の父母が、使者を遣わせて婚礼（の遂行）を請うても、（陰である）新婦側が（それを）許さないということが有り得るのは、（この場合も）また相手側が埋葬を終えた際に、（婚礼を行えないとの）言い付けをあらかじめ当方に伝えているからである。

【経】（十六葉表三行）

○曾子問曰、親迎、女在塗、而壻之父母死、如之何。孔子曰、女改服、布深衣縞總以趨喪。

【書き下し文】

○曾子問ひて曰く、親迎し、女塗に在りて、壻の父母死すれば、之を如何せん、と。孔子曰く、女、服を改め、布の深衣、縞の総以て喪に趨る。

【現代語訳】

○曾子が質問して言った、（新郎が）親ら（新婦を）迎えに行き、新婦が（新郎の家に向かう）途上で、新郎の父母が亡くなった場合

は、どういたしますか。孔子は言われた、新婦は嫁入りの服を改めて、布製の深衣を着て、白絹の布で髪を束ねて（舅姑の）喪に駆け付ける。

【注】（十六葉表五行）

布深衣縞總、婦人始喪、未成服之服。

【書き下し文】

布の深衣、縞の総は、婦人始めて喪し、未だ服を成さざるの服なり。

【現代語訳】

布の深衣と縞の総は、婦人が喪に服す最初の段階で、まだ（完全な）喪服を着ける以前の服である。

【疏】（十六葉表六行）

○正義曰、女改服者、謂女在塗聞舅姑喪、即改嫁時之衣服。嫁服者、士妻椽衣、大夫妻展衣、卿妻則鞠衣、故士昏禮云、女次、純衣、純衣即椽衣也。

【書き下し文】

○正義に曰く、「女服を改む」とは、女塗に在りて舅姑の喪を聞かば、即ち嫁時の衣服を改むるを謂ふ。嫁服とは、士の妻は椽衣、大夫の妻は展衣、卿の妻は則ち鞠衣①、故に士昏礼に云ふ、「女は次、純衣」と、純衣は即ち椽衣なり②。

①「鞠衣」「展衣」「椽衣」の三服は、『周礼』天官・内司服 87a では「王后之六服」として「禕衣、揄狄、闕狄、鞠衣、展衣、

緣衣、素沙」と、また「外内命婦之服」として「鞠衣、展衣、椽衣、素沙」と見え（8-10b）、『礼記』玉藻 30-9a では「君命屈狄、再命禕衣、一命椽衣、士椽衣」と見える。鄭玄は玉藻に「禕當爲鞠、字之誤也」（9a1）と注して「鞠衣」と「禕衣」が同一であるとし、内司服に「展衣…、字當爲椽。…此緣衣者、實作椽衣也」（7b6-9）と注して「展衣」「椽衣」がそれぞれ「椽衣」「椽衣」と同一であるとする（また『礼記』雜記上「下大夫以椽衣」注 4a-13b3「椽、周禮作展」、および『儀礼』士喪礼「椽衣」注 35-12b4「古文椽爲椽」参照）。「椽衣」はまた「稅衣」とも記される（『礼記』雜記上 41-12a、喪大記 44-3b）。内司服注では、「鞠衣」は「黄衣」（鄭衆說 7b3）、「黄桑服也、色如鞠塵、象桑葉始生」（鄭玄說 7b5）、「展衣」は「白衣」（鄭衆說 7b2）、「椽衣」は「男子之椽衣黑、則是亦黑也」（鄭玄說 7b9）と説明される（男子の「椽衣」については、『儀礼』士喪礼「椽衣」注 35-12b3「黑衣裳赤緣、謂之椽。椽之言緣也」参照）。この三服が「卿」「大夫」「士」の妻のものであることについては、玉藻注 9a10「君、女君也。屈、周禮作闕。…此子男之夫人及其卿大夫士之妻命服也。…9a2「子男之卿再命」（『周礼』春官・典命 21-4a）、而妻鞠衣、則鞠衣椽衣椽衣者、諸侯之臣皆分爲三等、其妻以次受此服也。公之臣、孤爲上、卿大夫次之、士次之。侯伯子男之臣、卿爲上、大夫次之、士次之」参照。この玉藻注で鄭玄が「公之臣」と「侯伯子男之臣」を区分するのは、『周礼』春官・司服 21-13a で「孤之服」「卿大夫之服」「士之服」に三分されているのを「公之臣」に当てたこ

とにより、内司服注 8-10b3 でも「其夫孤也、則服鞠衣。其夫卿大夫也、則服展衣。其夫士也、則服緣衣」と解している。

②『儀礼』士昏礼 5-1a 「女次、純衣纁衽、立于房中南面。」注 1a3 「次、首飾也、今時髪也。… 1a4 純衣、絲衣。「女從者畢袵玄」(士昏礼 5-2b)、則此亦玄矣。衽亦緣也、衽之言任也、以纁緣其衣、象陰氣上任也。凡婦人不常施衽之衣、盛昏禮爲此服。喪大記曰、「復衣不以衽」、明非常。」この注の末尾に引かれる『礼記』喪大記の注 44-5a2 でも「衽、嫁時上服、而非事鬼神之衣」と言われる。「純衣」は『儀礼』では士冠礼 2-1a に「爵弁服、纁裳、純衣、緇帶、鞅鞜」と初出し、その注 1a5 に「此與君祭之服。… 1a7 純衣、絲衣也。餘衣皆用布、唯冕與爵弁服用絲耳」とある。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「女服を改む」とは、新婦が(新郎の家に向かう)途上にあつて舅姑の喪を聞いた場合、ただちに嫁入りの衣裳を着替えることを言ったものだ。嫁入りの衣裳は、士の妻は椽衣、大夫の妻は展衣、卿の妻は鞠衣である。よつて(『儀礼』)士昏礼に、「女は次(かみかざり)をし、純衣を着る」とあるが、この「純衣」がつまりは「椽衣」なのだ。

【疏(注に対する)】(十六葉表七行)

○正義曰、深衣、謂衣裳相連、前後深邃、故曰深衣。縞、白絹也。總、束髮也、長八寸。女在塗、以其聞喪、即改嫁服、故云未成服之

服也。士喪禮注、始死、婦人將斬衰者、去筭而纁。將齊衰者、骨筭而纁。至將斂時、則婦人亦去筭纁而髻。皆不云縞總、文或畧也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、深衣は、衣裳相ひ連なり、前後深邃なるを謂ふ、故に深衣と曰ふ①。縞は、白絹なり②。総は、束髮なり③。長八寸④。女塗に在り、其の喪を聞くを以て、即ち嫁服を改む、故に「未だ服を成さざるの服なり」と云ふ。士喪礼注⑤に、「始めて死し、婦人の將に斬衰せんとする者、筭を去りて纁す。將に齊衰せんとする者、骨筭して纁す」と、將に斂せんとするの時に至れば⑥、則ち婦人も亦た筭纁を去りて髻す⑦。皆な縞総を云はざるは、文或は略すなり。

①『礼記』深衣題下疏 58-5b2 引く『鄭目錄』に「深衣、連衣裳而純之以采者」とあり、その疏でも「所以此稱深衣者、以餘服則上衣下裳不相連、此深衣衣裳相連、被體深邃、故謂之深衣」と言う。また『爾雅』穉器疏 5-13a6 も『鄭目錄』を節引して「案深衣目錄云、稱深衣者、以餘服則上衣下裳不相連、此深衣衣裳相連、被體深邃、故謂之深衣」と言う。

②『尚書』禹貢「厥篚玄纁縞」伝 6-11b4 「縞、白繪」参照。

③『總、束髮』は『儀礼』喪服注 29-4b8 『礼記』檀弓上注 6-21a4 『礼記』内則注 27-2a2 にも見える。

④『礼記』檀弓上 6-20b 「南宮縚之妻之姑之喪、夫子誨之髻曰、爾母從從爾、爾母扈扈爾。蓋椽以為筭長尺、而總八寸」参照。舅姑の爲には齊衰に服し(『儀礼』喪服・齊衰不杖期 3-14a)、この部分の鄭注 21a4 でも「齊衰之總八寸」と言われる。なお

斬衰の場合は「總六寸」であることが『儀礼』喪服伝 29-6a に見えており、その注 6b1 に「長六寸、謂出紵後所垂爲飾也」とある。

⑤小斂後の変服を説く『儀礼』士喪礼 36-13b 「婦人髻于室」に対する注 13b7 「始死、婦人將斬衰者、去笄而纒。將齊衰者、骨笄而纒。今言髻者、亦去笄纒而紵也。」

⑥『儀礼』士喪礼 36-13ab によれば、主人が「髻髮」し、婦人が「髻」して「笄纒を去る」のは、室での小斂を終え、遺体を堂に運び出す前の時であるが、『礼記』喪服小記疏 32-1b1 では「禮、親始死、子布深衣去冠、而猶有笄纒、徒跣、扱上衽。

至將小斂、去笄纒、著素冠、視斂。斂訖、投冠而括髮」と言われており、小斂に際して「笄纒（＝纒）を去る」とされている。この喪服小記疏は『礼記』檀弓上 8-2b 「叔孫武叔之母死。既小斂、擧者出戸。出戸袒、且投其冠括髮」をふまえるが、そこでの疏 3ab は「將小斂之時、已括髮。括髮後、大夫以上加素弁、士加素委貌。至小斂訖、乃投去其冠、而見括髮」と小斂に際して「括髮（＝髻髮）」するとする崔氏の説を退けて士喪礼に従っており、「笄纒を去る」タイミングについて互いに矛盾する見解を示している。ここでの「斂」が翌日に行われる大斂を指すとも思えないので、かりに小斂を指すものとして訳しておく。

⑦ここで「婦人も亦た」と言っていることについては、上の注⑤で引く士喪礼の直前に見える「主人髻髮袒」への注 36-13a7 「始死、將斬衰者雞斯、將齊衰者素冠。今至小斂變、又將初

喪服也。髻髮者、去笄纒而紵」参照（この注の冒頭は『礼記』問喪 56-14a 「親始死、雞斯、徒跣、扱上衽」にもとづき、この「雞斯」に対して鄭注 14a5 は「當爲笄纒、髻之誤也」と言う）。「髻」については上の注⑤参照（同様の注は『礼記』檀弓上注 6-19b9 「奔喪注 56-5b6 にも見える」）。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「深衣」の「深」は、衣（うわぎ）と裳（もすそ）が互いに連なつて、前後に（ゆつたりと）奥深くなつているのを言い、それゆえに「深衣」と呼ぶのだ。「縞」は、白い絹のこと。「総」は、髪を束ねるものことで、（束ねた髪の後ろに垂れ下がる部分の）長さは八寸。新婦は（新郎の家への）途上にあつて、舅姑の喪を聞き、ただちに嫁入りの服を改めたので、「まだ（完全な）喪服を着ける以前の服である」と言うのだ。〔『儀礼』士喪礼の注に、「親が（亡くなった当初、婦人で斬衰の喪に服す者は、（かざりの）笄（かんざし）を取り去るが纒（髪包みの布）は付けたままにし、齊衰の喪に服す者は、骨製の笄に付け替えて纒は付けたままにする」と言う。これから小斂を行う時に至つて、婦人もまた笄と纒とを取り去つて（髪をあらわにして）結び上げるのだ。（士喪礼およびその注の）いずれも「縞総」について言わないのは、或いは文を省略したものであろう。

【経】（十六葉表九行）

女在塗、而女之父母死、則女反。

「書き下し文」

女塗に在りて、女の父母死すれば、則ち女反る、と。

「現代語訳」

新婦が（新郎の家に向かう）途上で、新婦の父母が亡くなったならば、新婦は実家に戻（って親の喪に服す）るのだ。

【注】（十六葉表十行）

奔喪服期。

「書き下し文」

喪に奔りて期に服す。

「現代語訳」

喪に駆け付けて一年の喪に服する。

【疏（注に対する）】（十六葉裏二行）

○正義曰、經云女反、故知奔喪。喪服期、云女子子在室、爲父筭鬢衰三年。今既在塗、非復在室、故知服期。但在室之女、父卒、爲母亦三年。今既在塗、故爲父母同皆期也。於時女亦改服、布深衣縞總、反而奔喪。

「書き下し文」

○正義に曰く、經に「女反る」と云ふ、故に喪に奔るを知る。喪服の期なるは、云（おも）へらく女子子室に在れば、父の為に筭鬢衰三年す①。今既に塗に在り、復た室に在るには非ず、故に服の期なるを知る②。但だ室に在るの女、父卒すれば、母の為に亦た三年

す③。今既に塗に在り、故に父母の為に同じく皆な期なり。時に於て女亦た服を改め、布の深衣、縞の総つけ、反りて喪に奔る。

①『儀礼』喪服（斬衰三年）29-4b 「女子子在室爲父、布總筭鬢衰三年」参照。

②『儀礼』喪服（齊衰不杖期）30-15a 「女子子適人者、爲其父母」参照。新郎の家に向かう新婦もすでに実家を出たものとするわけである。

③『儀礼』喪服（齊衰三年）30-2a 「父卒則爲母」参照。

「現代語訳」

○正義に曰く、經文に「女反る」と言っているから、（実父母の）喪に駆け付けると分かるのだ。その喪に服する期間が一年であるのは、思うに女子の子が（婚前）実家に居る場合は、父の為に筭鬢（し）の竹のかんざし）を付けて髪包みを付けずに髪を結って喪服を着けること三年。いま既に（新郎の家に向かう）途上にあつて、もはや実家にいるわけではない。だから（すでに嫁いだ者と同じく）一年の喪であるとわかるのだ。（母への喪は通常、一年であつて、婚前）実家に居る娘だけが、父の没後であれば、母の為にまた三年の喪に服すことができる。いま既に（新郎の家に向かう）途上にあるので、父母の為にみな同じ一年の喪に服するのだ。この時にも新婦はまた嫁入りの服を改めて、布製の深衣を着て、白絹の布で髪を束ねて実家に戻って（父母の）喪に駆け付けるのだ。

【經】（十六葉表十行）

如壻親迎、女未至、而有齊衰大功之喪、則如之何。

〔書き下し文〕

如し壻親迎して、女未だ至らずして、齊衰大功の喪有れば、則ち之を如何せん、と。

〔現代語訳〕

(曾子は質問した。)もし新郎が親ら(新婦を)迎えるに際し、新婦がまだ(新郎の家に)到着しないうちに、齊衰・大功の喪があった場合は、どのようにいたしますか。

【經】(十六葉裏三行)

孔子曰、男不入、改服於外次。女入、改服於内次。然後即位而哭。

〔書き下し文〕

孔子曰く、男は入らずして、服を外次に改む。女は入りて、服を内次に改む。然る後に位に即きて哭す、と。

〔現代語訳〕

孔子は言われた、新郎は(大門内に)入らずに、服を大門の外の次(テント)で改める。新婦は(大門内に)入って、服を大門の内次の次で改める。その後位について哭するのだ。

【注】(十六葉裏五行)

不聞喪即改服者、昏禮重於齊衰以下。

〔書き下し文〕

喪を聞きて即ち服を改めざるは、昏礼は齊衰以下より重ければなり。

〔現代語訳〕

喪のことを聞いてすぐに服を改めないのは、婚礼は齊衰以下の喪礼より重いからである。

【疏】(十六葉裏九行)

○正義曰、女既に塗①未至、聞壻家有齊衰大功之喪、則廢其昏禮、男女變服、就位哭。男、謂壻也。不入大門、改其親迎之服、服深衣於門外之次。女、謂婦也。入大門、改其嫁服、亦深衣於門内之次。男女俱改服畢、然後就喪位而哭、謂於壻家爲位也。皇氏以爲、就喪家爲位哭也。然曾子唯問齊衰大功、不問小功者、以小功輕、不廢昏禮、待昏禮畢、乃哭耳。故雜記云、小功可以冠子取婦。明與大功及期異也。此文據壻家齊衰大功之喪、若女家齊衰大功之喪、皇氏云、女不反歸、其改服即位、與男家親同也。此不見喪而改服、奔喪禮注云、不見喪不改服者、崔氏云、奔喪不見喪不改服、謂不改素冠而著免、其改吉服、著布深衣素冠、聞喪即改之。

①底本は「在塗」の二字無し。意を以て補う。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、女既に塗に在り、未だ至らずして、壻家に齊衰大功の喪有るを聞かば、則ち其の昏礼を廢し、男女服を變じ、位に就きて哭す。男は、壻を謂ふ。大門に入らずして、其の親迎の服を改め、深衣を門外の次に服す。女は、婦を謂ふ。大門に入り、其の嫁服を改め、亦た門内の次に深衣す。男女俱に服を改め畢り、然る後に喪位に就きて哭す、壻家に於て位を為すを謂ふなり。皇氏以爲らく、

喪家に就きて位を為して哭す、と。然らば曾子唯だ齊衰大功を問ひて、小功を問はざるは、小功軽きを以て、昏礼を廢せず、昏礼の畢るを待ちて、乃ち哭するのみ。故に雜記に云ふ、「小功以て子に冠し婦を取（めと）るべし」と①。明けし大功及び期と異なること。此の文、壻家の齊衰大功の喪に拠る、女家の齊衰大功の喪の若きは、皇氏云ふ、「女反婦せず、其の服を改め位に即くこと、男家の親と同じ」と。此れ喪を見ずして服を改む、奔喪礼注に、「喪を見ざれば服を改めず」と云ふは②、崔氏云ふ、「奔喪の喪を見ざれば服を改めずは、素冠を改めて免を著げざる③を謂ふ。其の吉服を改め、布の深衣、素冠を著くるは、喪を聞かば即ち之を改む」と。

①『礼記』雜記下 42-18a 「大功之末、可以冠子、可以嫁子。父小功之末、可以冠子、可以嫁子、可以取婦。己雖小功、既卒哭、可以冠取妻。」注 18a7 「此皆謂可用吉禮之時。父大功卒哭、而可以冠子嫁子。小功卒哭、而可以取婦。己大功卒哭、而可以冠子。小功卒哭、而可以取妻。必偕祭乃行。」ただし、雜記では「小功之末」（注によれば「末」は「卒哭」の後）に婦を娶ることができると言うだけで、それ以前にそれが許されることを言うものではない。

②『礼記』奔喪 36-4a 「奔喪者自齊衰以下、入門左、中庭北面、哭盡哀、免麻于序東、即位祖、與主人哭、成踊。」注 4a3 「麻亦經帶也。於此言麻者、明所奔喪雖有輕者、不至喪所、無改服也。」

③小斂後の変服を言う。『儀礼』士喪礼 36-13a 「卒斂、…衆主人免于房。」注 13a7 「始死、…將齊衰者素冠。今至小斂變、又

將初喪服也。…衆主人免者、齊衰將袒、以免代冠」参照。上の注②の「免麻」も小斂後の変服。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、新婦がすでに（新郎の家に向かう）途上にあり、まだ（新郎の家に）到着しない段階で、新郎の家に齊衰や大功の喪があるのを聞いた場合は、その婚礼を中止し、新郎・新婦ともに服を変じて、（喪の）位に就いて哭するのだ。（経文の）「男」は、新郎のことである。（一番外側の）大門に入らずに、その親迎の服を改め、門外の次（テント）で深衣に着替える。（経文の）「女」は、新婦のことである。大門に入って、その嫁入りの服を改め、門内の次でまた深衣に着替える。新郎・新婦ともに服を改め終えてから、喪の位に就いて哭するのであるが、これは新郎の家で（喪の）位を定めることを言ったものである。（ただし）皇侃は、喪のあつた家に行つて位を定めて哭すると考えている。さてここで曾子がただ齊衰・大功の場合について質問して、小功の場合について質問していないのは、小功は軽い喪であるので、婚礼を中止せず、婚礼が終わるのを待つて、それから哭するからである。だから『礼記』雜記に、「小功においては子に冠し婦を娶ることができると言っているのであつて、大功や期（齊衰）と（対応が）異なるのは明らかなのだ。この経文は、新郎側の齊衰・大功の喪に拠つて（記されて）いる。新婦側の齊衰・大功の喪の場合については、皇侃は、「新婦は（実家に）戻り帰らず、その服を改めて（新郎の家に設けられた喪の）位に即くのは、新郎側の親族（の喪）に対するのと同じであ

る」と言っている。この経では喪（に服する対象）を見る前に服を改めているが、『礼記』奔喪礼注では、「喪（に服する対象）を見なければ服を改めない」と言っている。（このことについて）崔靈恩（『三礼義宗』）は、「奔喪で喪（に服する対象）を見なければ服を改めないというのは、素冠を改めて免を著ける（小斂後の変服の）ことをしないのを言うのに対し、（ここで）その吉服を改めて、布の深衣・素冠を著けると言うのは、喪のことを聞けば即時に（この服に）改めるのだ」と言っている。

【疏（注に対する）】（十七葉表五行）

○正義曰、上文云、女聞壻之父母喪、在塗即改服。今女聞壻齊衰大功之喪、入門始改服、故云、不開喪即改服者。昏禮重於齊衰以下者、按禮運云、三年之喪與新有昏者、期不使。又王制云、齊衰大功、三月不從政。是昏禮重於齊衰以下也。此謂在塗聞齊衰大功、廢昏禮。若婦已揖讓入門、內喪則廢、外喪則行昏禮、約上冠禮之文、此熊氏之說。然昏禮重於冠、故雜記云、大功之末、可以冠子。小功之末、可以取妻也。

【書き下し文】

○正義に曰く、上文に云ふ、女、壻の父母の喪を聞かば、塗に在りて即ち服を改む、と。今女、壻の齊衰大功の喪を聞きて、門に入りて始めて服を改む、故に、「喪を聞きて即ち服を改めざるは」と云ふ。「昏礼は齊衰以下より重し」とは、按ずるに礼運に云ふ、「三年の喪と新たに昏有る者は、期、使はず」と①。又王制に云ふ、

「齊衰大功、三月政に従はず」と②。是れ昏礼は齊衰以下より重きなり。此れ塗に在りて齊衰大功を聞かば、昏礼を廢するを謂ふ。若し婦已に揖讓して③門に入らば、内喪は則ち廢し、外喪は則ち昏礼を行ふは、上の冠礼の文④を約す。此れ熊氏の説なり。然れども昏礼は冠より重し、故に雜記に云ふ、「大功の末、以て子に冠すべし。小功の末、以て妻を取るべし」と⑤。

①『礼記』礼運 21-20a 「故仕於公曰臣、仕於家曰僕。三年之喪與新有昏者、期不使。」

②『礼記』王制 13-21a 「父母之喪、三年不從政。齊衰大功之喪、三月不從政。」

③『儀礼』士昏礼 5-4b には「婦至。主人（＝壻）揖婦以入。及寢門揖入。升自西階」とあるのみで「壻」は揖するが、「婦」が揖することは記されず、「讓」についても記載はない。

④『礼記』曾子問 18-9b 「曾子問曰、將冠子、冠者至、揖讓而入、聞齊衰大功之喪、如之何。（注 9b：冠者、賓及贊者。）孔子曰、內喪則廢、外喪則冠而不禮、徹饌而埽、即位而哭。」

⑤上の経文に対する疏の注①参照。

【現代語訳】

○正義に曰く、上文では、「新婦は、新郎の父母の喪を聞けば、（新郎の家に向かう）塗上ですぐに服を改める」と言っているのに対し、今ここでは、新婦は、新郎の齊衰・大功の喪を聞いて（ただちに服を改めず）、（新郎の家の）門に入ってはじめて服を改めている。だから、「喪を聞きて即ち服を改めざるは」と言っているのだ。「昏

礼は斉衰以下より重し」とは、思うに（『礼記』礼運に「臣下と家僕で）三年の喪に服するものと新婚の者については、一年間使役しない」と言っており、さらにまた（『礼記』王制では、「斉衰・大功の喪に服する者は、三か月間政務に就かない」と言っているから、婚礼が斉衰以下より重いものであることがわかる。この経文は（新婦が新郎の家に向かう）途上で斉衰・大功の喪を聞けば、婚礼を中止することを言っている。もし新婦がすでに揖讓して（新郎の家の）門に入っ（てこれらの喪を聞い）た場合は、（同じ門内の）内喪であれば（婚礼を）中止し、（門外の）外喪であればは婚礼を行うというのは、上の冠礼に関するの文によるものであるが、これは熊安生の説である。ではあるが婚礼は冠礼より重いものであって、だから（『礼記』雜記では、「大功の末になれば、子への冠礼を行うことができる（が、子に妻を娶らせることはできない）。小功の末になれば、子に妻を娶らせることができる」と言われているのだ。

【経】（十六葉裏五行）

曾子問曰、除喪則不復昏禮乎。

【書き下し文】

曾子問ひて曰く、喪を除かば則ち復た昏礼せざるか、と。

【現代語訳】

曾子が質問して言った、喪があげれば（中止になった）婚礼を改めて行わないのですか。

【注】（十六葉裏六行）
復、猶償也。

【書き下し文】

復は、猶ほ償のごとし。

【現代語訳】

「復」は、「償」（つぐない／埋め合わせ）というほどの意味。

【疏（注に対する）】（十七葉裏八行）

○正義曰、復は反覆之義、故爲償也。曾子以初昏遭喪、不得成禮。除喪之後、豈不酬償、更爲昏禮乎。

【書き下し文】

○正義に曰く、復は是れ反覆の義、故に償と為すなり。曾子以（おも）へらく初め昏に喪に遭ひ、礼を成すを得ず。喪を除きての後、豈に酬償して、更に昏礼を為さざるか、と。

【現代語訳】

○正義に曰く、「復」には反復の意味がある、だから（改めて行つて）「償」（埋め合わせる）と注釈したのだ。曾子は、婚礼の当初に喪に遭遇し、婚礼を完遂することができなかった場合、喪があげてから、その埋め合わせとして、改めて婚礼を行うのだろうか、と考えたのである。

【経】（十六葉裏六行）

孔子曰、祭過時不祭、禮也。又何反於初。

【書き下し文】

孔子曰く、祭、時を過ぎて祭らざるは、礼なり①。又た何ぞ初めに反らん、と。

①下文 19.5a にも「曾子曰、父母之喪、弗除可乎。孔子曰、先王制禮、過時弗舉、禮也。非弗能勿除也、患其過於制也。故君子過時不祭、禮也。」(注 5a8: 言制禮以爲民中、過其時則不成禮。)と見えている。

【現代語訳】

孔子は言われた、(祖先を祀る四時の) 祭礼においても、その時を過ぎれば祭らないというのが、礼の規定だ。(婚礼について) またどうして初めにもどして行ったりしようか。

【注】(十六葉裏七行)

重喩軽也。同牢及饋饗、相飲食之道。

【書き下し文】

重きもて軽きを喩(あきらかに)するなり。同牢及び饋饗は、相ひ飲食するの道なり。

【現代語訳】

重いものによって軽いものを明らかにしたのだ。(新郎・新婦が飲食を共にする) 同牢及び(舅姑と新婦による) 饋饗は、互いに飲食を行うもの(で祭礼よりも軽い)だ。

【疏】(十七葉表九行)

○孔子曰、祭過時不祭、禮也、又何反於初、過時不祭、謂四時常祭也。謂祭重而昏輕、重者過時尚廢、輕者不復可知。熊氏云、若喪祭及禘祭、雖過時猶追而祭之、故禘禘志云、昭十一年齊歸薨、十三年會于平丘、冬公如晉、不得禘、至十四年、乃追而禘之、十五年乃禘也。又僖公八年春當禘、以正月會王人于洮、故七月而禘。故雜記云、三年之喪既顙、其練祥皆行、是追行前練祥祭也。

【書き下し文】

○「孔子曰く、祭、時を過ぎて祭らざるは、礼なり。又た何ぞ初めに反らん」は、時を過ぎて祭らざるは、四時の常祭を謂ふなり。謂(おも)へらく祭は重くして昏は軽し、重き者時を過ぐれば尚ほ廃す、軽き者復たせざること知るべし。熊氏云ふ、「喪祭及び禘禘の祭の若きは、時を過ぐと雖も猶ほ追ひて之を祭る、故に禘禘志に云ふ①、「昭十一年に齊歸薨じ②、十三年に平丘に會し、冬公晋に如きて③、禘するを得ず、十四年に至りて、乃ち追ひて之を禘し④、十五年に乃ち禘するなり⑤。又た僖公八年春當に禘すべきに、正月に王人に洮に會するを以て⑥、故に七月にして禘す⑦」と。故に雜記に云ふ、「三年の喪既に顙して、其の練祥皆な行ふ」と、是れ追ひて前きの練祥の祭を行ふなり」と⑦。

①また『詩』商頌・玄鳥序 20.3-12b 「玄鳥祀高宗也」疏 13b5 引く『魯禮禘禘志』參照。鄭玄は、『周礼』春官・大宗伯注 18.8b8 に「魯禮、三年喪畢、而禘於太祖。明年春、禘於羣廟。自爾以後、率五年而再殷祭、一禘一禘」(『礼記』王制注 12-18b2 ほぼ同じ)と云うように、三年の喪を終えて禘祭を行い、その

翌年春に禘祭を行い、以後、五年ごとに（とはいえ、玄鳥序疏引く『禘祫志』によれば、二回目の禘祭は最初の禘祭の三年後となるが）両祭が繰り返されると考えている。よって、僖公を礼に取るならば、父閔公の喪を終えた僖公二年に禘祭、三年に禘祭、六年に禘祭、八年に禘祭、十一年に禘祭、十三年に禘祭が行われる形になる。禘祭については、『春秋公羊伝』

文公二年 136a 「大禘者何。合祭也。其合祭奈何。毀廟之主、陳于大祖。未毀廟之主、皆升、合食于大祖。五年而再殷祭」参照。『詩』周頌・離序箋 1939a1 が「禘、大祭也。大於四時、而小於禘」と言うように、鄭玄は禘祭よりも禘祭の方が盛大であると考えており、上の大宗伯注でも「禘於大祖」に対し「禘於羣廟」と言われている。言うまでもなく、ここでの禘祭は『礼記』大伝 341a に「禮、不王不禘」と言われ、同注などで鄭玄が王者の祖先である感生帝を祀るものと解する禘祭とは異なる。

② 『春秋左氏伝』昭公十一年経 4517a 「九月己亥、葬我小君齊歸。」『公羊伝』2-17b 「齊歸者何、昭公之母也。」

③ 『春秋左氏伝』昭公十二年経 462a 「秋、公會劉子、晉侯、齊侯、宋公、衛侯、鄭伯、曹伯、莒子、邾子、滕子、薛伯、杞伯、小邾子于平丘。…3a 冬…公如晉、至河乃復。」

④ ただし『春秋』の経および三伝には昭公十四年に禘祭した記事は見えない。

⑤ 『春秋左氏伝』昭公十五年経 476b 「二月癸酉、有事于武宮。籥入、叔弓卒、去樂卒事。」伝 477b 「春、將禘于武公、戒百

官。梓慎曰、禘之日、其有咎乎。吾見赤墨之衾、非祭祥也、喪氛也。其在泄事乎。二月癸酉、禘。叔弓泄事、籥入而卒。去樂卒事、禮也。」

⑥ 『春秋左氏伝』僖公八年経 135a 「經八年、春王正月、公會王人、齊侯、宋公、衛侯、許男、曹伯、陳世子款、盟于洮。」

⑦ 『礼記』雜記下 2-1a 「如三年之喪、則既顙、其練祥皆同。」注 1a10 「言今之喪既服顙、乃爲前三年者、變除而練祥祭也。」

：顙、草名。無葛之鄉、去麻則用顙。三年の喪が重複した場合、後の喪に対して卒哭して、麻から葛（または顙）に喪服を変えたならば、前の喪に対する「練」（＝小祥）「祥」（＝大祥）の祭を行うことができることを言う。よって、後の喪の卒哭以前に前の喪の「練」「祥」の期日が来た場合は、その祭を暫時行わず、後の喪の卒哭の後に改めて行うことになる。

【現代語訳】

○「孔子曰く、祭、時を過ぎて祭らざるは、礼なり。又た何ぞ初めに反らん」とは、ここで「時を過ぎて祭らず」と言われるのは、（祖先を祀る）四時の常祭について言うのだ。思うに（祖先への）祭祀の重きに比して婚礼は軽いのであって、重いものでさえ（それを行うべき）時を過ぎれば廢するのであれば、軽いものを改めて行わないことが知られるのだ。熊安生は、「喪祭や禘祭・禘祭などについては、（それを行うべき）時を過ぎたとしてもなお改めてそれを祭るのだ。だから『魯礼禘祫志』では、「昭公十一年に（昭公の母の）齊婦が亡くなり、十三年に（禘祭を行わなければならなかったので

あるが、この歳は昭公が平丘に会同し、冬に昭公は晋に行つて、禘祭をすることができず、十四年に至つて、そこで改めて禘祭を行い、(前年の春に行うべきであつた)禘祭を十五年によく行つている。また僖公八年の春に禘祭を行うべきであつたのに、正月に(僖公が)王人と洮で会同し(てそれを行えなかつた)たので、七月に禘祭を行つたのだ」と言っている。また『礼記』雜記に、「(後の)三年の喪がすでに(卒哭を終えて、喪服を麻から)縗に替へてから、(先延ばしにしていた)先の三年の喪に対する「練」「祥」の祭を行う」と言っているが、これは先の(三年の喪に対する)「練」「祥」の祭を改めて行うということだ」と言っている。

【疏(注に対する)】(十七葉裏二行)

○正義曰、祭祀是奉事鬼神、故爲重。昏禮是生人燕飲、故爲輕。喻、明也。據重者尚廢、以明輕者廢可知也。故云、重喻輕也。

【書き下し文】

○正義に曰く、祭祀は是れ鬼神に奉事す、故に重しと爲す。昏禮は是れ生人燕飲す、故に軽しと爲す。喻は、明なり。重き者すら尚ほ廢するに抛りて、以て輕き者廢すること知るべきを明らかにす。故に、「重きもて輕きを喻(あきらかに)す」と云ふ。

【現代語訳】

○正義に曰く、祭祀は(祖先の)鬼神につかえることであるから、「重い」とするのだ。婚礼においては生きた人々が飲食をするから、「軽い」とするのだ。「喻」は、「明」(あきらかにする)の意味。

重いものでさえ廢するということによって、軽いものは(なおさら)廢すると知られることを明らかにしたのだ。だから、「重きもて輕きを喻す」と言うのだ。

(付記) 本研究はJSPS科研費17K02206による成果の一部である。